

## 扶養関係事件の国際裁判管轄の外国法制

### 1 EU扶養義務規則

- ・ 同規則第3条により、扶養に関する一般的な管轄権は、被告の常居所地国又は扶養権利者の常居所地国のいずれかの国の裁判所が有するとされる。
- ・ 同規則第3条により、身分関係事件について国際裁判管轄をもつ裁判所は、その管轄が一方当事者の国籍だけを根拠とするのでない限り、附帯処分としての扶養料請求についても管轄を持つとされる。親責任事件についても同様。
- ・ 同規則第4条は、18歳未満の子に対する扶養義務を除き、一定の範囲内で管轄の合意を認めている。
- ・ 同規則第5条は、国際裁判管轄を有しない締約国の裁判所に提訴され、被告が異議をとどめず本案について争った場合は応訴管轄を認めている。
- ・ 同規則第6条は、EU構成国又はルガノ条約締約国のいずれにも管轄が認められない場合には夫婦の共通本国に管轄を認めている。
- ・ 同規則第7条は、いわゆる緊急管轄として、法的紛争が密接な関係を持つ第三国における裁判手続の開始又は追行が期待できないとき又は不可能であるときは、例外的に、当該法的紛争が十分な結び付きを持つ構成国に管轄を認めている。

### 2 2007年ハーグ扶養料の国際的回収に関する条約

- ・ 同条約第18条では、扶養料支払決定の変更の直接管轄について、次のとおり特則を置いている。
  - ① 扶養権利者の常居所のある締約国で扶養料決定がされ、扶養権利者が同地に常居所を保持している場合には、扶養義務者は、原則として他の締約国において決定の変更を求めることができない。
  - ② 当事者間での管轄の合意（子に対する扶養を除く）、扶養権利者の応訴、決定国が変更のための管轄権を行使しないこと、決定国の決定がその変更をする締約国において承認執行されないことの各場合には、他の締約国に管轄

が認められる。

### 3 ルガノ条約

- ・ 被告の住所地国及び扶養権利者の住所地国又は常居所地国の裁判所が管轄権を有するとされる。
- ・ 離婚後扶養の場合は、離婚事件と併せて判断される場合には、離婚事件について管轄権を有する裁判所にも管轄が認められる。
- ・ 親子間扶養については、身分関係の争いに附帯して扶養事件が扱われる場合には、前者について管轄権を有する裁判所が扶養事件の管轄権も有する（ただし、前者の管轄権が当事者の一方の国籍のみに基づく場合を除く。）。

### 4 扶養義務に関する米州モンテヴィデオ条約

- ・ 同条約第8条により、扶養料の支払を求める訴えについては、扶養権利者の選択によって次のいずれかの国の裁判所が管轄権を有するとされる。
  - ① 扶養権利者の住所地国又は常居所地国
  - ② 扶養義務者の住所地国又は常居所地国
  - ③ 扶養義務者が財産を所有していること、収入を得ていること、経済的利益を得ていることなどによって、個人的な結び付きをもっている国
- ・ 上記にかかわらず、被告が国際裁判管轄について争うことなく応訴した場合には、管轄をもつものとされる。

### 5 ドイツ・オーストリア

- ・ EU扶養義務規則は、場所的適用範囲を被告が構成国に住所を持つ場合に限定せず一般的な適用を予定し、第6条により補充的な管轄も認め、国内法上の管轄ルール適用を排除している。

### 6 スイス

- ・ ルガノ条約によって判断されるが、相手方がスイス及びルガノ条約締約国のいずれにも住所を持たない場合には、スイス国際私法（IPRG）による。
- ・ IPRG第46条、第47条、第63条第1項により、婚姻夫婦間扶養及び離婚後扶養の管轄原因は次のとおりとされる。
  - ① 夫婦の一方の住所（住所がない場合は常居所）
  - ② ①がない場合でも、夫婦の一方がスイス国籍を有するときは、本籍地（夫婦の一方が外国に住所又は常居所を有するときは当該外国での手続が不可能

又は期待できないことが必要)。

③ 離婚後扶養は、離婚の付随的効果として離婚事件を併せて扱うことができる。

・ I P R G 第 7 9 条及び第 8 0 条により、親子間扶養（未成年子扶養）については、次の場合にスイスの裁判所が管轄権を有するとされる。

① 子の常居所又は住所がスイスにあるとき

② ①がない場合には、被告となる親の常居所がスイスにあるとき

③ ①及び②がない場合には、当事者の一方がスイス国籍を有するとき

## 7 米国

・ 統一州際家族扶養法（U I F S A）より、扶養事件の管轄は、原則として扶養義務者のドミサイル（レジデンス）に認められ、これがない場合には、合意した場合、管轄について異議を述べずに応訴した場合、当該州において過去に子と一緒に居住していた場合、当該州に過去に居住しており、かつ、子の出生前の費用又は子のための扶養料を支払っていた場合など、一定の関連性がある場合に管轄を認めるものとされる。

・ 子の扶養料については、その支払命令をした裁判所のある州が、子のホームステイトか、当事者のいずれかの居所であるか等、一定の場合には、当該命令に関して継続的な専属管轄を有するものとされる。

・ 夫婦間の扶養料命令については、当該命令を発した裁判所が当該命令の継続する間は継続して専属的管轄を有することとされている。

・ 訴訟競合についての調整規定が設けられている。

## 8 中国

・ 民事訴訟法では、基本的に被告の住所地国又は常居所地国の裁判所が管轄権を有するものとしている。また、涉外事件に限って応訴管轄を認め、涉外事件のうち財産関係事件に限って合意管轄を認めている。

## 9 韓国

・ 韓国の国際私法第 2 条第 1 項により、当事者又は紛争となった事案が大韓民国と実質的関連性がある場合に韓国の裁判所が管轄権を有するとされる。

・ 関連裁判籍は、被告の立場において不当に応訴を強要されないように慎重に認められるべきであるとされる。

- ・ 相手方の応訴は，被告住所地主義の例外的な事情の枠内で理解されている。
- ・ 外国の裁判所に係属中の同一事件が国内の裁判所に係属した場合は，重複訴訟とみて却下しなければならないとされている。